

新型コロナウイルス感染症にかかる 検査体制の点検・整備について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制の点検・整備について①

○令和3年4月1日付け事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症の検査体制整備に関する指針が示され、当該指針を参考に、**高齢者施設の従事者等に対して積極的に検査を実施できる体制を整備するとともに、過去最大規模の新規感染者が生じた場合も十分に検査が実施できるよう、5月以降の必要な検査需要を見込んだうえで、検査体制を点検・整備することが求められている。**



1. 検査需要の把握について

(1) 通常検査需要（変異株対応分を含む）

○疑い患者等に対する検査需要（変異株対応分を含む）：1,142件/日

※過去最大時の1日当たりの検査件数である1,038件/日に、国指針に基づき、変異株検査対応分として、過去最大時の1日当たりの検査件数の1割（104件/日）を合算

○高齢者施設等の従事者に対する検査（社会的検査）需要：2,149件/日

※感染拡大地域（人口10万人あたりの新規感染者数が15人以上を目安）において、集団感染時のリスクが相対的に高い、高齢者施設等の従事者に対し、1週間で全ての従業員の検査が完了できるよう必要な検査件数を計上

疑い患者等に対する検査（変異株検査対応分を含む）	1,142件/日
高齢者施設等の従事者に対する検査（社会的検査）	2,149件/日
計	3,291件/日

新型コロナウイルス感染症にかかる検査体制の点検・整備について②

(2) 緊急的に検査体制を拡充する場合（新規感染者数が過去最大時の2倍を想定）の検査需要

○疑い患者等に対する検査需要（変異株対応分を含む）：2,284件/日

※通常時の検査需要（1,142件/日）の2倍を計上

○高齢者施設等の従事者に対する検査（社会的検査） 需要：3,117件/日

※感染拡大地域（人口10万人あたりの新規感染者数が15人以上を目安）において、集団感染時のリスクが相対的に高い、高齢者施設等（リスクの高い通所施設を含む）の従事者に対し、1週間で全ての従業員の検査が完了できるよう必要な検査件数を計上

疑い患者等に対する検査（変異株検査対応分を含む）	2,284件/日
高齢者施設等の従事者に対する検査（社会的検査）	3,117件/日
計	5,401件/日



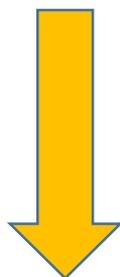
2. 検査（分析）体制の点検・整備について

検査（分析）体制については、これまで1日当たり最大検査可能件数を6,600件/日としてきたところ、民間検査会社の検査可能件数が増加していることや、保健環境研究所における検査可能件数の見直しを実施したこと等により、**1日当たり最大検査可能件数は、8,570件/日**となり、緊急的に検査体制を拡充する必要がある場合の検査需要5,401件/日を上回っている状況。

患者の急増を踏まえた検査体制の強化について

〈これまでの取組〉

- 新規陽性者が確認された場合には、濃厚接触者に加えて、接触がある方（接触者）についても、積極的疫学調査を実施のうえ、県独自に検査を実施



変異株陽性患者が急増している状況等を踏まえ、感染拡大を抑制するため、検査対象の更なる拡大が必要

検査体制の強化方針

- ・従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、積極的疫学調査を実施のうえ、関連性が疑われる接触者(事業所等)に対して、**これまで以上に幅広く、迅速かつ戦略的に検査できるよう体制を強化**
- ・集団感染時のリスクが相対的に高い、高齢者施設等の従事者に対する検査（**社会的検査**）を**感染状況に応じて、新たに実施**